

ヤスクニ・レポ 154  
—改めて「追悼」と「慰霊」の峻別を—  
代表 西川重則

1

敗戦(1945・8・15)から67年の2012年8月15日(水)が近づいている。しかし、記憶の継承は年毎に忘れ去られ、私たちが心から願っている不戦の決意は薄らいでいるように思われる。

そのような状況を直視する時、8月15日をどのように過ごすかについて、私たちの責任課題として、改めて真剣に考えてみたいと思っている。

私自身、今年の8月15日に、現在重大視されているひとつの問題である憲法審査会の現状と課題について、東京集会の重要な報告のひとつとして発言することが予定されている。憲法審査会については、今年の〈2・11〉集会(日本キリスト教団の新潟教会)から今もなお定期的に講演依頼が続いているが、それ自体極めて重要な講演であり集会であるだけに、次々と変ってゆく状況にあって、最善の準備をし、参加者に正確に報告し、訴えていることは当然である。

さて、今回は今年の〈8・15〉を前にして、政府主催の「全国戦没者追悼式」の問題を指摘しておこう。1975年8月15日に、時の首相三木武夫(自民党議員)が、追悼式を一変させる出来事を強行した。中央の標柱を「全国戦没者之霊」と変更したのである。日本遺族会の要請に答えた結果だと言われているが、言うまでもなく、「霊」は神社神道系の宗教語である「慰霊」、すなわち従来無宗教の標柱だった「全国戦没者之標」から「全国戦没者之霊」への標柱変更は単なる文字の変更ではなく、質の変更を意味するものだった。

言うまでもなく、国の主催による「全国戦没者追悼式」の実態が質的に国家権力によって変更を強いられていたのであり、日本国憲法第19条、「思想及び良心の自由」、第20条「信教の自由」「政教分離」の大原則になじまない、憲法違反の事例のひとつとして無視できないことを強調しておかねばならない。

このような事例は、内閣、国会議員、地方自治体の公務員、「全国戦没者追悼式」に参加する戦没者遺族

にとって重大なチャレンジのはずである。しかし、1975年以来、ほとんど問題視されず今日にいたっていることを重大視しなければならない。

つまり、「全国戦没者追悼式」という名称が従来通り用いられているだけであって、「追悼」と「慰霊」の峻別ができない、その区別の意味の重要な感覚を持っていない日本人、主権者・有権者の問題性を改めて強調しておかねばならない。

2

したがって、今年の宗教法人靖国神社に、民主党出身の首相、閣僚らが参拝しないから問題はないというのは、余りにも事柄の重大性に気づかない、無関心と言うべきである。なぜなら、昨年(2011)の11月17日(木)から始まった憲法審査会(衆院)あるいは今年の4月27日(金)に公表された自民党の改憲草案の第20条の文言を読めば、その内容がいかに問題があるか、言うべき言葉を知らないほどであるのに、昨年(2011)から公開の憲法審査会の話し合いにおいて、自民党の草案の問題性を指摘することはほとんどなく、会長、幹事会その他の発言は憲法感覚のない話し合いで閉会といった具合であり、このままでは、やがて予想通り、憲法審査会の目的である、日本国憲法の改正は避けられないのではないかと思わざるを得ない。

今回は、〈8・15〉を前にして、靖国神社の宗教行為、宗教活動である「慰霊」と「顕彰」について、公務員がほとんど問題視しないまま、やがて有事法制下の靖国神社から有事体制化の靖国神社となり、日本国憲法本来の大原則・解釈・適用がなされず、多くの主権者・有権者の支持によって、民主党政権であれ、自民政権であれ、やがて日本の全体状況が、改憲・防衛・教育を三本柱とする明日の日本の姿を予想せざるを得ない改憲の動向に恐れを抱かざるを得ない私である。

そのような明日の日本に無関心であることは絶対に許されない。しかし私の持論であるが、言葉は歴史

を作り出すのであり、「追悼」と「慰霊」の峻別ができない公務員が多い現状ではやがて無原則な改憲の動向に拍車をかけることにつながることは十分ありうる。

戦後67年の今日、私がずっと考え、学び、日本国憲法に基づく憲法政治を要望する者として、共なる運動の展開をと強く望んでいることは、言うまでもない。

ともあれ、「追悼」はすべての人間にとって当然の人間感情であり、無宗教の自然感情であるのに対して、「慰霊」は神社神道にかかわる特定の宗教活動であることははっきりと認識すべきであり、特に公務員の場合、両者の峻別は公務員にとっては義務づけられていることを強調しておきたい。

にもかかわらず、私が知っている範囲では首相、閣僚、国会議員を始め、大学の教授を含む有識者も例外なく、「追悼」と「慰霊」の峻別ができないのが現状である。

そのような言葉に対するあいまいさがそのまま、靖国神社の参拝と、政治に対する無責任と深くかかわっていることは自明である。

## 2012年6月15日例会奨励「不戦と憲法」

テキストは主の御使いが、預言者ゼカリヤに語ったことばです。御使いが語ったことばの背景には、崩壊した神殿が再建されたことがあります。しかし、神殿の再建は人間の「権力」や「能力」によるものではなく、主なる神の霊によってなされたのだと、御使いは語っているのです。

日本の憲法は平和憲法とも呼ばれています。だが、「平和」ということばは、人によって意味合いが違います。ですから、日本の憲法は不戦を誓った憲法と呼ぶ方がふさわしいと思います。不戦の意味は明

ここに、言葉の厳密な使い方が問われることを強調しておく必要がある。「追悼」は「死者の生前をしのび、その死を悲しむこと」（『岩波国語辞典 第六版』（西尾 実他編、七八四頁）、「慰霊」は「死者の霊をなぐさめること」（七六頁）であり、「慰霊」は明らかに特定の宗教用語であり、キリスト者の私たちには、非聖書的であり、使ってはならないと考えられているのは当然である。

「追悼」の意味が最もよく表明されている事例として、旧約聖書の民数記の第20章第29節、「イスラエルの全家は三十日の間、アロンを悼(いた)んで泣いた」を挙げることができる。原語のヘブライ語が従来日本語の翻訳の不十分さと比較して、初めて「アロンを悼(いた)む」とはっきりとアロンという人間を悼(いた)むという他動詞が明確に表明され、強調されているのである。

最後に、「慰霊」と英霊の「顕彰」の思想は、天皇制・国家神道体制下にあって、侵略と加害の歴史をくり返した靖国神社の精神的支柱にかかわる言葉であったこと、今も変わらないことを述べて終りたい(2012・7・17)。

## ゼカリヤ書4章6節

山川 暁（単立鶴川キリスト教会信徒伝道師）  
瞭です。いかなる戦争にもくみしないと云うことです。

不戦は平和の君と呼ばれる主イエスの重要な教えです。世界はこの教えを実現できずに来ました。しかし、主なる神は極東の島国に、不戦を誓う憲法を与えてくれました。これは決して人間の力によって手に入れたものでなく、主なる神の霊によって与えられたものといえないでしょうか。キリスト者が不戦を誓った憲法を守る理由がここにあると思います。